

Progress

～進歩～

令和5年9月号(広告)
2023年9月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
中国税理士会 倉敷支部会員
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第196号
発行担当者 山本幸子

暦の上では秋ですが、まだまだうだるような暑い日が続いていますね。毎年のように今年が一番暑いなあと感じながら過ごしているように思います。『暑さ寒さも彼岸まで』という言葉もありますので、あともう少し熱中症等に気をつけながら日々を楽しく過ごしていきたいですね。

今回取り上げるテーマは「ふるさと納税」です。ここ数年でふるさと納税を始める方が増えています。興味はあるけど手続きが難しそうと思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。ふるさと納税のしくみと令和5年10月からの改正点を併せて今回は解説します。

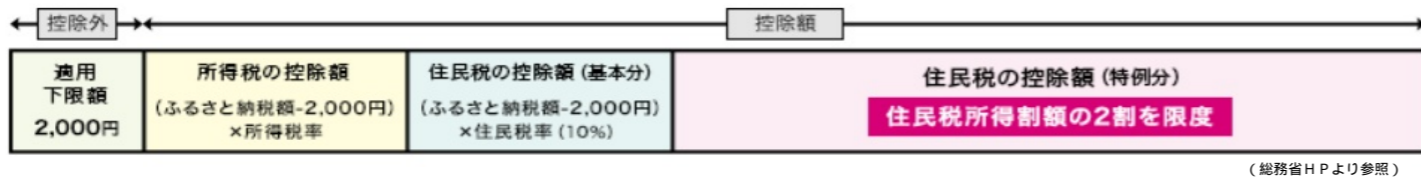
今月のテーマ：ふるさと納税について



ふるさと納税の概要

ふるさと納税は、納税者が生まれ故郷やお世話になった地域、被災した自治体などを応援する制度で、お住まいの自治体に納める税金の一部を応援したい任意の自治体へ納税するものです。

「納税」という名前がついていますが、実際は都道府県や市町村への寄付になります。ふるさと納税によって寄付した金額のうち2,000円（自己負担分）を越える部分の全額が、原則として翌年に納める所得税と住民税のから控除されます。（上限額あり）



上限額は確定申告書を作成した会計事務所に試算してもらえば、ふるさと納税のポータルサイト（ふるさとチョイス、さとふる、ふるなび、楽天ふるさと納税等）の控除額のシミュレーション機能を使うと便利です。

ふるさと納税申告方法

ふるさと納税で控除を受けるためには、ふるさと納税の申告が必要で、その申告方法には、「確定申告」と「ワンストップ特例制度」の2種類があります。

ただし、それぞれの申告方法には条件があるため、自由に選べるわけではありませんので注意が必要です。

(1) 確定申告をする必要のある方

「確定申告」とは、前年の1月1日～12月31日までの所得に対する税金を計算して確定し、3月に税務署に申告する手続きです。なお、「ワンストップ特例制度」で申告できるのは、1年間の寄付先が5自治体以下の場合と決められていますが、税込みで年間2,000万円超の給与・収入がある方、医療費控除や住宅ローン控除などで確定申告を行う必要がある方は、ふるさと納税も確定申告で申告します。1年間の寄付先が6自治体以上ある場合は必然的に確定申告となります。確定申告で行う必要があるのは、次の条件に当てはまる方です。

- ・年間寄付先が6自治体以上ある方
- ・ふるさと納税以外の確定申告が必要な方
- ・寄付した自治体のなかに「ワンストップ特例」の申請書を提出していない自治体がある方

(2) 確定申告をする必要のない方 「ワンストップ特例制度」

「ワンストップ特例制度」とは、確定申告をしなくてもふるさと納税での控除が受けられる仕組みです。ワンストップ特例制度で控除を受けるためには、寄付翌年1月10日までに、寄付先のすべての自治体に対して必要な書類を郵送で提出します。ふるさと納税のポータルサイトでオンラインで特例申請を行えることもあります。ワンストップ特例制度で行う必要があるのは、次の条件に当てはまる方です。

- ・年間寄付先が5自治体以下の方
- ・ふるさと納税以外に確定申告する必要のない方

なお、1年間の寄付先が6自治体以上の場合や期間内にすべての自治体に対して必要な書類を提出できなかった場合は、「ワンストップ特例」での申告はできないので注意してください。

令和5年10月からの改正点

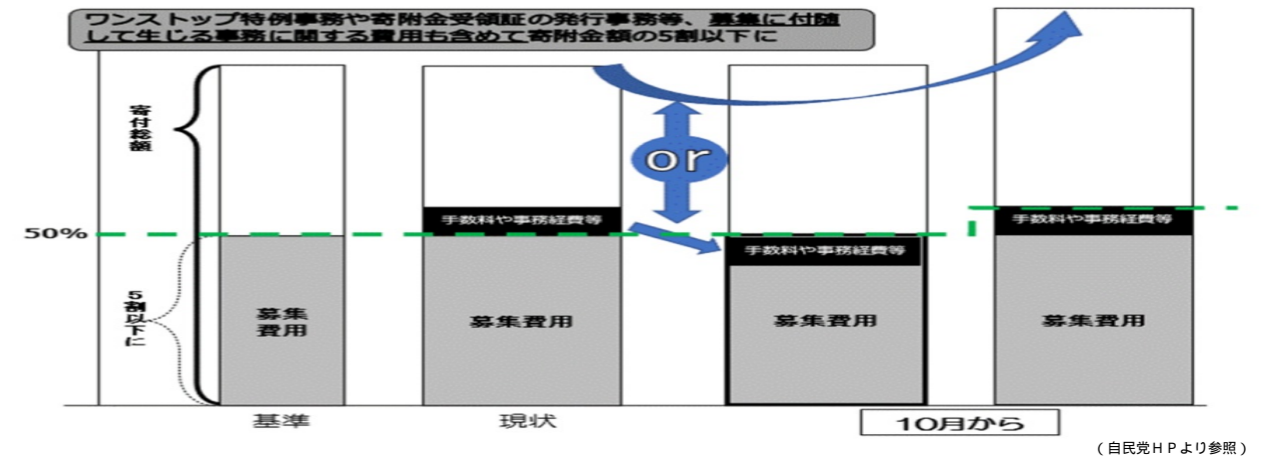
ふるさと納税の利用者は年々増えていますが、その一方で返礼品の競争が激化したり、地方自治体の税収が減少したりといった問題も指摘されています。そこでふるさと納税の見直しが行われ、新しい基準によるふるさと納税が令和5年10月より開始されます。今回の見直しの大きな変更点は二点となります。

(1) 募集に要する費用について、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金の5割以下とする(募集適正基準の改正)

多くの地方自治体では、民間事業者が運営するいわゆるふるさと納税ポータルサイトに情報を掲載し、ふるさと納税を呼び掛けています。これらのポータルサイトは、広く一般に地方団体や返礼品等の情報を提供するために活用されていますが、これらポータルサイトの利用に関する手数料の扱いがポータルサイトごとに異なっているのではとの指摘されていました。また、寄付金に関する受領証の発行事務費用や、ワンストップ特例に関する申請書の受付事務費用等の経費も、募集に要する費用に含めなくてよいとされていました。

この「募集に要する費用」を寄付金受入額の5割以下とするルールはこれまでもありましたが、このルールの適用をより厳格化し、10月以降はポータルサイトの利用手数料の全てや、各種事務に係る費用等も明確に「募集に要する費用」として含めることになりました。

そのため10月以降は、従来と同じ寄付金額であればより募集に要する費用を圧縮するか、圧縮できなかった場合は寄付金額の引き上げが行われる可能性が高くなります。



(2) 加工品のうち熟成肉と精米について、原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限り、返礼品として認める(地場産品基準の改正)

返礼品として人気のある肉や精米では、地場産品基準への適合性に疑問のある返礼品、具体的には、海外等から輸入した肉を地元で一定期間「熟成」させた肉を「地場産品」として返礼品としたものも見られます。この産地が異なるものを地場産品としてよいのかとの指摘もあったため、10月からは熟成肉と精米は、同じ都道府県で生産されたものを原材料とするもののみが地場産品として返礼品の対象とすることに変更されます。例えば「牛タン」は、海外から輸入した牛タンを熟成させただけでは返礼品とできなくなり、海外から輸入した牛タンに独自の味付けや独自のカット方法で加工する等、その地域で相応の付加価値を付けられた等の場合のみが返礼品となります。そのため、今まで返礼品とされていたものがラインナップからなくなる場合もあります。上記の改正は10月からになりますので、ご不明な点がございましたら弊事務所までお問合せください。



<Visionのご案内>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision
今月の開催日は9月7日(木)です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
9月7日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月1日(金)
10月12日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月6日(金)
11月9日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月2日(木)

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

<9月カレンダー>

7	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
11	月	*8月分源泉所得税・住民税の納付期限
30	土	*7月決算法人の確定申告・納付期限
		*1月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の4・11月決算法人)
		*消費税(毎月納付7月分)の納付期限(年税額4800万円超の法人)

30日は土曜日のため、申告・納付期限は10月2日(月)になります。



当社は赤い羽根共同募金 寄付付き地域支援プロジェクトに賛同しています